

長福第 1022 号

令和 6 年 3 月 26 日

県内各介護サービス事業所 管理者 殿

茨城県福祉部長寿福祉課長

令和 6 年度介護報酬改定に係る介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する
届出書の提出について（通知）

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日に介護報酬が改定されることから、介護報酬の加算等を算定するために必要な提出書類等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 書類の提出が必要となる場合

(1) 報酬改定により新設・変更される加算を算定する場合

報酬改定により新設される加算を算定する場合や、現在算定している加算について報酬改定により算定要件が変更される場合は、別添 1「既存のサービス事業所の届出留意事項」により届出が必要な項目を確認のうえ、必要書類を提出してください。

※特に、「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」については、多くの事業所が対象となる項目であり、届出がない場合は減算とみなされますので、ご注意ください。

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、報酬改定の施行日が令和 6 年 6 月 1 日のため、本項目に該当しません。

(2) 通所系事業所で事業所規模による報酬区分を変更する場合

通所系事業所は、別添 2「通所系サービス報酬区分確認表」により事業所規模を確認のうえ、現在届出している報酬区分に変更ある場合は、必要書類を提出してください。

※確認の結果、報酬区分に変更がない場合は本項目に該当しません。

(3) そのほか4月から加算の算定を開始・変更等する場合

(1)、(2)に該当しない場合でも、4月から加算の算定を開始・変更等する場合は、必要書類を提出してください。

【注意事項】

すでに4月から加算の算定を開始・変更等するために改定前の様式で届出を提出している場合でも、(1)、(2)に該当する場合は、改定後の様式で届出を提出し直してください。

2 提出書類

報酬改定前から様式等を変更しています。必ず改定後の様式を使用してください。

- ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ③「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
- ④算定要件の確認のための書類

※別添3「添付書類一覧」で加算の種別ごとに必要な書類を確認してください。

- ⑤通所系サービス報酬区分確認表（別添2）

※2(2)「通所系事業所で事業所規模による報酬区分を変更する場合」に該当する場合のみ

3 提出方法等

郵送でご提出ください。

- ・提出先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県福祉部長寿福祉課

- ・提出期限：令和6年4月5日（金）＜必着＞

※提出期限を過ぎた場合、加算の算定は翌月（5月）以降になります。

4 その他

(1) 令和6年度介護報酬改定等に係るご質問については、茨城県ホームページに掲載の質問フォームから受け付けております。大変多くのお問い合わせをいただくことが見込まれるため、お電話でのご質問はお控えくださいますようお願いいたします。

(2) 書類を提出いただいた後、厚生労働省から新たな通知等が発出され加算の算定要件等

に変更が生じた場合、書類の追加提出や差替提出等をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

(3) 市町村から指定を受ける事業所は、本通知の対象外です。令和6年度介護報酬改定に係る提出書類等については、所管の市町村にお問い合わせください。

5 提出書類様式、質問フォーム等の掲載場所（茨城県ホームページ）

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/hp/r6houshukaitei.html>

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 >

介護保険に関する新着情報 > 令和6年度介護報酬改定等について

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当 Mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp ※質問フォームからのお問い合わせに ご協力ください。
--